

メスバウアー分光研究会会則

(名称)

1. 本会は、「メスバウアー分光研究会」と称する。

(目的)

2. 本会は、メスバウアー分光に関連する基礎および応用研究の発展と教育に寄与するため、自由な発表と討論の場を提供し、関連分野の研究者相互の交流を図ることを目的とする。

(事業)

3. 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) メスバウアー分光研究会シンポジウム、講演会等の開催
- (2) メスバウアー分光に関する知識の普及および情報の提供
- (3) 会誌等の定期刊行物の発行
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員)

4. 本会の会員は正会員、学生会員、名誉会員、シニア会員および賛助会員とする。

2 名誉会員は、メスバウアー分光学の発展に大きく寄与した者で、運営員会で審査の上、総会において推薦された者。

3 シニア会員は、6条2項による承認を受けた者。

4 賛助会員は、法人の会員で、本会の目的を賛助する者。

(入会)

5. 本会に入会を希望するものは、所定の入会申込みをし、運営委員会の承認を受けるものとする。

(会費)

6. 会員は、所定の会費を納めるものとする。会費年額は、正会員 2,000 円、学生会員 500 円、賛助会員 1 口 50,000 円とする。

2 満 65 歳以上に達した会員歴 10 年以上の正会員は、シニア会員として申請することができる。事務局が申請を受けた後、運営委員会でシニア会員の審議を行う。運営委員会で承認された後、申請者の翌年度以降の会費を無料とする。

(退会)

7. 退会届けを提出したもの、あるいは年会費を3年以上未納のものは退会したものとする。

(総会)

8. 本会は年に一回総会を開催する。総会は役員任命、事務局設置、事業内容、決算、予算、会則の変更等について決定する。総会での議決は出席会員の過半数の同意により行う。

(役員)

9. 本会には役員として、会長 1 名、副会長 1 名、運営委員 若干名、監事 1 名をおく。役員
の任期は 2 会計年度とし、再任を妨げない。
10. 会長及び副会長は運営委員の中から互選で選出する。会長は、本会を代表し、会の運
営にあたる。副会長は、会長を補佐して運営にあたる。運営委員は、本会の運営を分掌す
る。監事は、本会の財務状況を監査する。
11. 役員に欠員あるいは補充の必要が生じた場合は運営委員会が推薦する。
12. 事務局は会長が指定する場所に置き、毎年 3 月の初旬に会計監査を受ける。

(運営委員会)

13. 本会に運営委員会を置き、会長及び副会長と運営委員をもって構成する。
14. 会長は運営委員会を必要に応じ随時招集することができる。
15. 運営委員会は会の運営について協議し、大綱を検討し、その結果を総会に提案する。

(会計年度)

16. 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

(会則の改廃)

17. 会則の改廃は、総会の議決を経て行なう。

附則 本会則は平成 12 年 3 月 1 日より施行する。

本会則は平成 16 年 3 月 29 日より一部改正して施行する。

本会則は平成 19 年 4 月 1 日より一部改正して施行する。

本会則は平成 20 年 4 月 1 日より一部改正して施行する。

本会則は平成 24 年 4 月 1 日より一部改正して施行する。

本会則は令和 5 年 6 月 1 日より一部改正して施行する。